

参考資料

B S E に関する国際基準の改正について

BSEに関する国際基準の改正について

OIEコードとは？

- WTO協定上の位置づけ
 - 動物の健康及び人獣共通感染症に関する国際基準

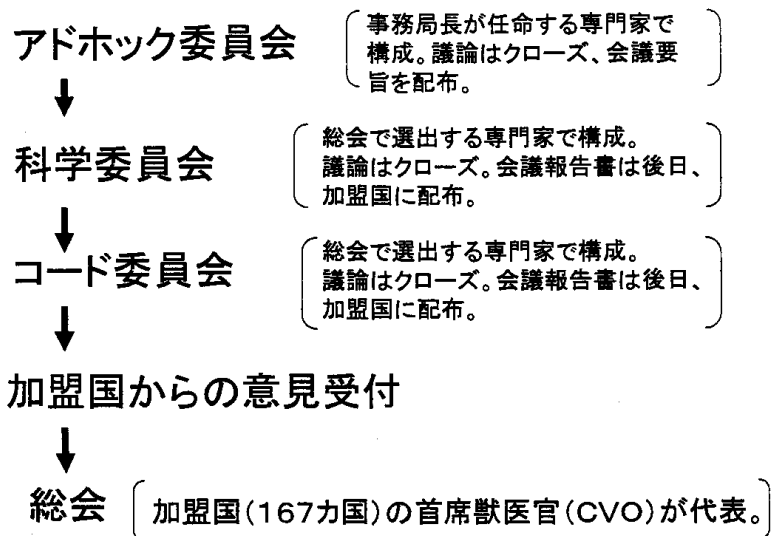
食品の安全については、FAO/WHO合同食品規格計画のコーデックス委員会が制定した基準が「国際基準」とされているが、作業の重複をさける観点から、BSEに関する食品等の基準はOIEで検討。

国際基準としてのOIEコード

• 「国際基準」の意義

- 国際基準に適合する措置は、WTO協定に適合しているものとみなされる。
- 国際基準より高いレベルの措置をとることは可能であるが、科学的に正当な理由があること等を立証することが必要。

OIEコードの策定手続き



OIEコード改正案の概要

- ① 無条件物品の追加(骨なし骨格筋肉及び血液・血液製品)
- ② カテゴリーの簡素化(5区分 ⇨ 3区分)
- ③ SRMの変更(月齢の引き上げ等)
- ④ サーベイランス基準の変更

* 総会前に加盟国からの意見、OIE専門家による議論を踏まえた若干の修正の可能性あり。

無条件物品の追加

無条件物品の追加

BSEステータスに関わらず「条件を課さずに輸入を承認すべき物品」に2つの物品を追加

現行

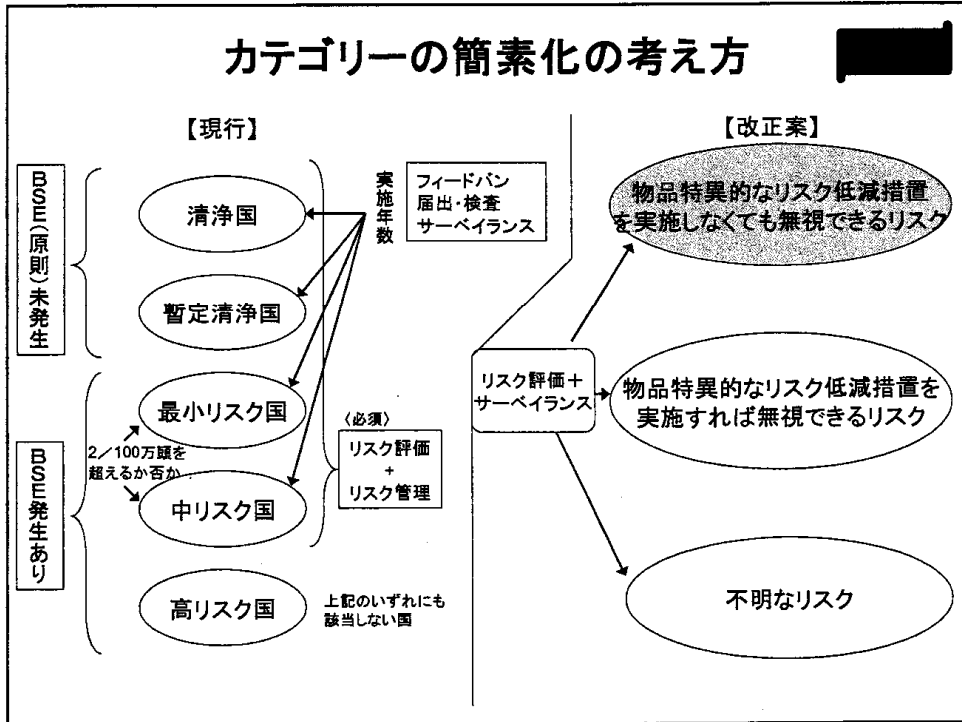
- ① 牛乳及び乳製品
- ② 精液及び一定の要件を備えた受精卵
- ③ 獣皮及び皮革(頭皮を除く)
- ④ 獣皮又は皮革のみから調製されたゼラチン及びコラーゲン(頭皮を除く)
- ⑤ タンパク質を含有しない獣脂及び獣脂由来製品
- ⑥ 第2リン酸カルシウム(タンパク質及び脂肪を含まないもの)

改正案

- ① 牛乳及び乳製品
- ② 精液及び一定の要件を備えた受精卵
- ③ 獣皮及び皮革
- ④ 獣皮又は皮革のみから調製されたゼラチン及びコラーゲン
- ⑤ タンパク質を含有しない獣脂及び獣脂由来製品
- ⑥ 第2リン酸カルシウム(タンパク質及び脂肪を含まないもの)
- ⑦ 骨なし骨格筋肉(ピッシング等せず)
- ⑧ 血液及び血液製品(ピッシング等せず)

カテゴリーの簡素化

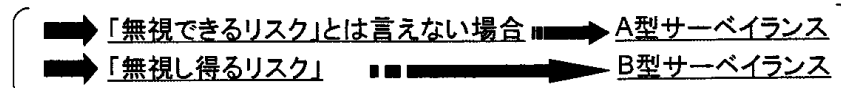
カテゴリーの簡素化の考え方



BSEリスク・ステータスの決定基準

1 リスク評価の結果

- (1) 侵入リスクの評価
- (2) 暴露リスクの評価



今回、追加提案

- 2 獣医師、農家等を対象とした教育プログラムの実施
- 3 BSE様症状牛の調査及び届出義務
- 4 研究所での検査の実施

リスク評価に当たって考慮すべき事項

1 侵入リスクの評価

- (1) TSE因子の存在の有無（存在する場合、サーベイランスの結果に基づいた有病率）← 今回、追加提案
- (2) 自国産反すう動物由来の肉骨粉・獣脂かす
- (3) 輸入された肉骨粉・獣脂かす
- (4) 輸入された生体動物
- (5) 輸入された飼料・飼料原料
- (6) 牛に給与された可能性のあるSRMを含有する食用の反すう動物由来製品
- (7) 牛への体内利用に供される反すう動物由来の輸入製品
(注：①は、今回追加提案されている事項)

→ サーベイランス・疫学調査を考慮に入れること

今回、追加提案↑

リスク評価に当たって考慮すべき事項

2 暴露リスクの評価

- (1) 肉骨粉・獣脂かす及びこれらにより汚染した飼料を牛が摂取したことによるBSE因子の循環と増幅
- (2) 反すう動物のと体、副産物及びと畜場廃棄物の利用等
- (3) 反すう動物由来の肉骨粉・獣脂かすの反すう動物への給与（交差汚染防止措置を含む）
- (4) 実施されたBSEサーベイランスの程度とその結果

今回、追加提案↑

カテゴリ	リスク評価	サーベイランス	BSE発生状況	リスク低減措置	感染牛等の処分
物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるリスク	実施	B型サーベイランスを実施中	発生なし	①報告・教育等が7年以上 ②フィードバンが8年以上	—
			輸入牛のみで発生 国内発生あり		①最終発生から7年以上経過 ②報告・教育等が7年以上 ③フィードバンが8年以上
物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク	実施	A型サーベイランスを実施中	発生なし	報告・教育等が行われ、フィードバンが効果的に実施されているが、 1) 報告・教育等が7年未満、 又は 2) フィードバンが8年未満	—
			輸入牛のみで発生 国内発生あり		感染牛の処分 感染牛、コホート牛の処分
不明なリスク	上記のいずれにも該当しない場合				

各カテゴリの貿易条件

牛を輸入する際に要求すべき事項

1. 物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるリスク国から輸入する場合

・なし

2. 物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク国から輸入する場合

当該牛が備えるべき要件

- ① 母牛及び由来牛群が恒久識別制度によって識別。
- ② コホート牛でないこと。
- ③ 国内発生がある場合、フィードバンの効果的実施日以降に出生。

各カテゴリーの貿易条件

牛を輸入する際に要求すべき事項

3. 不明のリスク国から輸入する場合

国内対策に係る要件

- ① フィードバンの効果的な実施。
- ② 患畜・コホート牛の処分。

当該牛が備えるべき要件

- ① 母牛・由来牛群が恒久識別制度により識別。
 - ② コホート牛でないこと。
 - ③ フィードバンの効果的な実施日から2年経過した後
- 後に出生。

各カテゴリーの貿易条件

骨付き牛肉などを輸入する際に要求すべき事項

1. 物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるリスク国から輸入する場合

・ なし

2. 物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるリスク国から輸入する場合

由来する牛・当該肉などが備えるべき要件

- ① と殺前後の検査が実施。
- ② ピッシング等が行われていないこと。
- ③ 危険部位を含まないこと。
- ④ 機械的除去肉を含まないこと。
- ⑤ ③及び④による汚染が無いよう完全に除去されること。

各カテゴリーの貿易条件

骨付き牛肉等を輸入する際に要求すべき事項

3. 不明のリスク国から輸入する場合

由来する牛・当該肉などが備えるべき要件

- ① 患畜・疑似患畜でないこと。
- ② 肉骨粉等が給与されていないこと。
- ③ と殺前後の検査が実施。
- ④ ピッシング等が行われていないこと。
- ⑤ 危険部位を含まないこと。
- ⑥ 機械的除去肉を含まないこと。
- ⑦ 脱骨の過程で露出する神経組織、リンパ組織を含まないこと。
- ⑧ ⑤～⑦による汚染が無いよう完全に除去されること。

SRMの変更

SRM(特定危険部位)の見直し概要

現行				改正案			
カテゴリ	全月齢	12か月以上	30か月以上	カテゴリ	全月齢	12か月以上	30か月以上
清浄国	-	-	-	物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるBSEリスク国	-	-	-
暫定清浄国	-	-	-		物品特異的なリスク低減措置を実施すれば無視できるBSEリスク国	-	-
最小リスク国	-	-	脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱	扁桃・ 回腸遠位部		-	-
中リスク国	扁桃・ 腸(全体)	脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱	-		不明のリスク国	脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱	-
高リスク国			-	-			-

改正案

サーベランス基準の変更

現行サーベイランス基準

- 対象：原則として、BSE様症状牛
- 必要サンプル数：飼養頭数ごとに規定

<30ヶ月齢を超える牛の飼養頭数に応じた必要サンプル数>

30ヶ月齢超の牛（頭）	必要サンプル数（頭/年）
500,000	50
1,000,000	99
5,000,000	300
10,000,000	367
40,000,000	433

不足する場合には、BSE様症状のないリスク牛（死亡牛等）及び通常と畜牛によって補充。（具体的な基準なし）

サーベイランス基準（改正案）の概要

1. 対象範囲

次の4つの牛群のうち、少なくとも3つの牛群からサンプリング。

- ① BSE様症状牛（30か月齢超）
- ② 歩行困難牛、緊急と殺牛等（30か月齢超）
- ③ 死亡牛（30か月齢超）
- ④ 通常と殺牛（36か月齢超）

サーベイランス基準(改正案)の概要

2. サーベイランスの種類

(1) A型サーベイランス

- ① リスク評価の結果、「無視できるリスク」とは評価されなかった場合に実施。
- ② 95%の信頼性で、成牛群における有病率(百万頭に1頭、十万頭に1頭)の検出が可能。

(2) B型サーベイランス(維持サーベイランス)

- ① リスク評価の結果、「無視できるリスク」と評価された場合に実施。
- ② 特に臨床症状牛を対象に実施。
- ③ 現在のカテゴリー(物品特異的なリスク低減措置を実施しなくても無視できるリスク)に分類されるまでの間(最大7年)実施されたサーベイランスのサンプル規模を維持。

サーベイランス基準(改正案)の概要

1. A型サーベイランス

(1) 国における成牛群のサイズと目標ポイント数の関係

成牛群のサイズ (24か月齢以上)	目標ポイント数	
	想定される有病率	
	100万頭に1頭の場合	10万頭に1頭の場合
1,000,000頭以上	3,000,000	300,000
800,000頭~1,000,000頭	2,400,000	240,000
600,000頭~800,000頭	1,800,000	180,000
400,000頭~600,000頭	1,200,000	120,000
200,000頭~400,000頭	600,000	60,000
100,000頭~200,000頭	300,000	30,000
50,000頭~100,000頭	150,000	15,000

サーベイランス基準(改正案)の概要

1 A型サーベイランス

(2) 牛群別・年齢別のポイント数

	牛群の範囲			
	通常と殺牛	死亡牛	緊急と殺牛等	症状牛
1歳～2歳	0.01	0.2	0.4	N/A
2歳～4歳	0.1	0.2	0.4	260
4歳～7歳	0.2	0.9	1.6	750
7歳～9歳	0.1	0.4	0.7	220
9歳以上	0.0	0.1	0.2	45

サーベイランス基準(改正案)の概要

2 B型サーベイランス

(内容について、OIEで更に検討中)